

## 新庄開府400年記念市民提案事業募集要項

### 1. 目的

本市の新庄開府400年記念事業の趣旨に沿った、市民等が実施する事業に要する経費に対して、予算の範囲内において補助を行うことにより、市全体で新庄開府400年記念の機運を醸成し、地域活性化や、新たな文化創出につなげることを目的とします。

<参考>

#### 新庄開府400年記念事業の趣旨

初代藩主戸沢政盛公が1625（寛永2）年に新庄城を築城し、領内を開いてから、2025（令和7）年で400年を迎えます。この400年間で培われてきた歴史・文化・伝統を継承し、2025年を「新たなまちづくりのスタート」として掲げ、市民一人ひとりが「まち」の成り立ちを再認識し、郷土への愛着を深め、誇りを高く持てる取組みを通し、ふるさと新庄の魅力を広く内外に発信し交流を拡大することで、次代を担う子どもたちに「豊かな歴史・文化が息づく心のふるさと」を引き継ぐため、市民が一体となり「新庄開府400年記念事業」を実施します。

《キャッチフレーズ》 「受け継ぐ想いが、未来をつくる。」

《記念事業コンセプト》「400年の歴史・伝統・文化を受け継ぎ、新たなまちづくりへ」

### 2. 対象者

次の団体を対象とします。

- ① 市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学している者が主な構成員となっている団体
- ② 市内に事務所又は主たる活動区域を有する団体

### 3. 対象事業

#### (1) 事業内容

新庄市に拠点を置き、次のいずれかの活動（既存活動の場合は記念事業として特別な取組や拡充が必要）を実施する事業を対象とします。

- ① 記念事業のPRに資する活動
- ② 地域の歴史文化を学ぶ機会の創出に資する活動
- ③ 本市の未来の創造に寄与する活動
- ④ その他実行委員会が認める活動

※各種イベント、スポーツ大会、講演会、出版、展示会等、事業形態は問いません。

※ただし、次に該当する場合を除きます。

- ・ 特定の個人又は法人その他の団体の利益を図ることを目的とする事業
- ・ 政治活動や宗教活動を主な目的とする事業
- ・ 市外で行われる事業

#### (2) 事業実施期間

補助金の交付決定日から令和8年3月2日（月）までを事業の実施期間とします。

※補助金交付決定の日以前に支出した経費は、補助対象外となります。

### (3) その他

事業の名称に「新庄開府400年記念」の冠称を必ず付けるとともに、事業の実施に際して製作するチラシ、ポスター等の印刷物には、新庄開府400年記念ロゴを掲載してください。

## 4. 対象経費

次の経費を、補助対象経費とします。

No.	区分	内容
1	報償金、謝金	外部講師などへの謝礼
2	旅費、交通費	外部講師などの交通費、宿泊費、打合せに要する旅費
3	消耗品費	事務用品、原材料などの消耗品の購入費
4	印刷製本費	パンフレット、チラシ、資料等の印刷費
5	通信運搬費	事業の実施に要する郵送、宅配便などの経費
6	保険料	ボランティアなどの保険料
7	広告料	新聞、テレビ、雑誌等広告料
8	使用料、賃借料	事業実施会場、会議などの賃借料、使用機器のリース、レンタル料
9	委託料	会場警備などの委託費用
10	手数料	振込手数料等
11	その他の経費	その他事業を実施するうえで必要な経費

※備品購入費及び団体の事務所等の維持、経常的活動のための経費は対象外となります。

※対象経費については、交付決定通知書の日付以降に支払われたものが対象となります。

## 5. 補助金額

補助金の上限額は、対象とされた事業を実施するために必要となる経費から収入（参加料等）、寄付金、その他の収入源を差し引いた実負担金額のうち、20万円まではその金額の全額に相当する額、20万円を超える部分の金額はその2分の1に相当する額を補助金額とします。ただし、補助金額は50万円を限度とします。

※補助金額に千円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てます。

## 6. 応募方法

### (1) 応募書類の作成

次の書類の提出をお願いします。

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 収支予算書（様式第3号）
- ④ 団体概要（様式第4号）

### (2) 応募期間 令和7年2月25日（火）～令和7年4月25日（金）

※当日消印は有効とします。

※応募書類は返却しませんのでご注意ください。

※応募については、1団体につき1事業とします。

- (3) 応募方法 郵送、FAX、メールのいずれかの方法によります。
- (4) 応募先 新庄市教育委員会社会教育課 社会教育係  
〒996-8501 新庄市沖の町10番37号  
電話 0233-23-5005 (直通)  
FAX 0233-23-5600  
E-mail syakaikyoubu@city.shinjo.yamagata.jp

## 7. 選考方法

選考会を実施し、採択する事業の選考を行います。必要書類の提出だけでは、補助を受けることができませんのでご注意ください。

### (1) 選考会

提案者によるプレゼンテーションを実施します。日時、場所については、追ってご連絡いたします。

### (2) プレゼンテーションについて

原則、応募書類をもとに、プレゼンテーションを実施していただきますが、別途資料をご用意いただくことや、パワーポイント（要事前相談）を使ったプレゼンテーションも可能とします。詳細は、申請後に送付する「選考会のお知らせ」をご覧ください。

### (3) 選考基準

選考会においては、次の基準等により選考を行います。

- ① 新庄開府400年記念事業の趣旨に沿った事業内容であるか
- ② 多くの市民が楽しめる事業内容であるか
- ③ 事業を実施する体制が整っているか
- ④ 事業内容に対して、妥当な経費が示されているか 等々。

### (4) 結果の通知

選考会で審査を行った後に、市は、補助金交付決定（却下）通知書（様式第4号）により通知します。

## 8. 採択された後の流れ

### (1) 請求書の提出

補助金交付決定通知書の受領後、請求書を提出してください。市は、請求書を受領した後、申請者に対して、補助金の概算払いを行います。

なお、補助対象経費については、補助金交付決定通知書の日付以降に支払われたものが対象となることについてご留意ください。

### (2) 事業中止等の届出

事業の中止又はその事業内容等の一部変更を行う場合は、市民提案事業変更等申請書（様式第6号）を提出してください。市は審査した後、市民提案事業変更承認（却下）通知書（様式第7号）にて通知します。

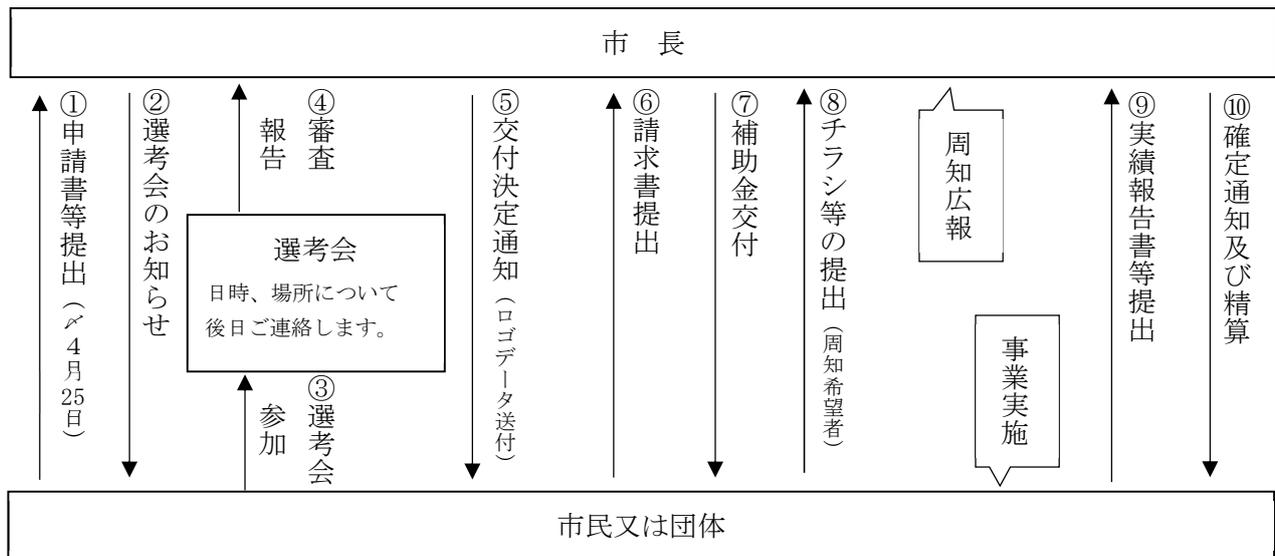
### (3) 実績報告

事業完了後1か月以内又は令和8年3月2日(月)のいずれか早い日までに次の資料を提出してください。

- ①実績報告書(様式第8号)
- ②事業報告書(様式第3号)
- ③収支決算書(様式第4号)
- ④領収書

市は、内容を確認した後、交付額確定通知書(様式第9号)を送付するとともに、補助金の精算を行います。

## 9. 実施フロー図



## 10. その他

- (1) 補助の採択を受けた事業は、周知広報支援として、広報、ホームページなどにて市から情報発信をいたします。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止しようとする場合は、必ず事前にご相談ください。

### ☆ 新庄開府400年記念パートナー企業からの協賛事業

この事業は、新庄開府400年記念パートナー企業である沼田建設(株)様からの協賛により実施いたします。

〈問合せ先〉

新庄開府400年記念事業実行委員会

事務局：新庄市教育委員会社会教育課(社会教育係)

電話：0233-23-5005(直通)

FAX：0233-23-5600

E-mail：syakaikyoku@city.shinjo.yamagata.jp